



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和4年5月26日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
監査委員事務局監査課	企画・特別監査係	大平 富松	内線 3266 直通 058-272-8774 FAX 058-278-2829

## 住民監査請求に係る監査の結果について

令和4年3月30日に提出のあった住民監査請求について、岐阜県監査委員は監査の結果を令和4年5月23日に決定し、同日付けで請求人に通知しました。請求の概要及び監査の結果については、以下のとおりです。

### 記

#### 1 請求の概要

広報課が実施した「令和3年度広報物制作管理委託業務」及び「令和4年度広報物制作サポート委託業務」の公募型プロポーザル方式による受託者選定について、最優秀提案者（契約交渉者）として選定された者（以下、「業務受託者」という。）の企画提案書では、請求人独自のデザインが業務受託者の指導によるもの又は制作したものと記述されており、公募要領の失格事由である虚偽の記載にあたるため、業務受託者が選定されたことは不当である。

については、令和3年度の委託契約に対しては、業務受託者への委託費の支払いを行わないよう求め、令和4年度の委託契約に対しては、最優秀提案者が失格した場合、公募要領に基づき次点の提案者である請求人と協議を行うことが妥当であるが、広報課の判断に委ねる。

また、虚偽の記載をした業務受託者を選定した評価会議は公平性が保たれているか疑わしいため、広報課には公募型プロポーザル方式による選定の公平性を担保するための措置を求める。

#### 2 監査の結果

請求には理由がないものとして「棄却」する。

##### ○「棄却」とした理由

請求人が虚偽の記載にあたることとした、業務受託者の企画提案書内の2種類のデザインのうち一方について、当初のデザインに対して業務受託者が行ったデザイン指導と、請求人が制作した最終的なデザインに各種の共通点が見受けられ、デザイン指導を行った者の立場からすると、当初のデザ

インに係る自らが見つけた問題点に対して、提示した修正案とは異なるがその意図を踏まえたアプローチで修正が加えられ、最終的なデザインが制作されたと考えたとしても不自然ではない。前記の事情からすると、請求人の独自の工夫による寄与が認められるものの、業務受託者が企画提案書において、このデザインを自らのデザイン指導の成果として訴求した行為について、虚偽の記載をしたとまでは言えない。

また、もう一方のデザインについては、業務受託者が制作したデザイン素案と、請求人の最終的なデザインとは類似性が高く、デザイン素案に基づいて制作されていることが見て取れる。デザイン指導を行った者の立場からは、自らが制作したデザイン素案に基づいて最終的なデザインが制作されたと考えたとしても不自然ではない。前記の事情からすると、業務受託者が企画提案書において、このデザインを自身が制作したと訴求した行為について、虚偽の記載をしたとまでは言えない。

したがって、業務受託者は「令和3年度広報物制作管理委託業務」及び「令和4年度広報物制作サポート委託業務」の各プロポーザル公募要領の失格事由に該当せず、県が同人との間で締結した各委託業務契約は不当ではない。

※詳細は、監査の結果（別紙）のとおり

#### 【参考】岐阜県監査委員（5名）

監査委員	林	幸広
監査委員	国枝	慎太郎
監査委員	鈴木	靖
監査委員	長縄	直子
監査委員	南	圭一

#### ホームページ

キーワード検索

岐阜県 住民監査請求 結果

Web検索



アクセス順

トップページ>県政情報>住民監査請求  
>住民監査請求の結果

アドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/70510.html>